仕様書(案)への意見招請状

別紙のとおり調達物品の仕様書(案)の作成が完了したので、本案に対する意見を下記のとおり招請します。

記

1. 調達内容

- (1) 物品名及び数量 自動精算機 一式
- (2)調達方法購入
- (3) 導入場所 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
- (4) 導入予定時期 令和6年度 第1四半期

2. 意見の提供方法

- (1) 意見の提供期限 令和5年12月13日(水)17時00分(郵送の場合は必着のこと)
- (2) 提 供 先 米子地区事務部 経理·調達課 病院調達係
- 3. 仕様書(案)の交付
 - (1) 交 付 期 間 令和5年11月22日~令和5年12月13日
 - (2) 交付場所 2(2)に同じ

4. その他

なお、本内容は予定であり、変更する場合がある。

5. 本件照会

〒683-8504 鳥取県米子市西町36番地の1

国立大学法人鳥取大学

米子地区事務部 経理·調達課 病院調達係(担当:尾崎)

自動精算機 一式

Automatic Medical Payment Machine 1 Set

仕 様 書

令和5年11月

鳥取大学

I 調達の背景及び目的

鳥取大学医学部附属病院の診療費支払業務を円滑かつ効率的に遂行するとともに令和6年度に新たに発行される新札へ対応するため、老朽化した自動精算機の更新を行うものである。

II 調達物品名及び構成内訳

自動精算機 一式

(内訳)

自動精算機 3台

監視モニタ 1台

III 技術的要件の概要

- 1 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件 (以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりとする。
- 2 技術的要件は全て必須の要求要件とする。
- 3 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本調達物品に係る 技術審査職員が、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料 の内容を審査して行う。

IV その他

- 1 入札機器は入札時点で製品化されていることを原則とする。
 - ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2 提案に関しては、提案装置が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいは どのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付す る等して説明すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が 不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査員会が判断した場合は、要求要件 を満たしていないものとみなす。
- 3 提案書の記載内容等についてヒアリングを行うことがある。

1 性能・機能に関する要件

- 1 自動精算機1台あたりに関する要件
 - 1-1-1 外形寸法は、W650×D1,000×H1,800mm 以内であること。 但し、化粧台(パーテーション等)は本調達に含めること。
 - 1-1-2 以下のいずれの操作でも、本体画面に未収の外来請求額及び入院請求額が表示できること。
 - ・診察券(磁気カード・JISI型)を本体内蔵のカードリーダーに挿入した場合
 - ・患者 I Dのバーコードが印字された任意の用紙を本体内蔵のバーコードリーダーにかざした場合
 - 1-1-3 取扱金種は日本銀行券4金種(出金時は1万・5千・千円紙幣)及び国内発行貨幣6金種とする。
 - 1-1-4 貨幣識別レベルは、金融機関レベルの識別基準で、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。
 - 1-1-5 紙幣・硬貨のリサイクル(還流)機能を有し、つり銭補充/機内現金の回収頻度を軽減できること。
 - 1-1-6 入金処理において、以下の全金種の取り扱いができること(2 千円以外は還流できること)。
 - ・紙幣 全金種(一万円、五千円、二千円、一千円)
 - ・硬貨 全金種(五百円、百円、五十円、十円、五円、一円)
 - 1-1-7 入金方法は入院支払いにも対応する為、一度の投入で紙幣 100 枚以上、硬貨 100 枚以上の一括混在投入ができること。
 - 1-1-8 入金現金については、紙幣・硬貨ともに 100 枚の一時保留する機能を有し、操作取消し時には患者様とのトラブルを防ぐため投入現金の現物返却ができること。
 - 1-1-9 2024年7月に発行が予定されている新紙幣の取り扱いが可能であること。
 - 1-1-10 出金処理において、以下の全金種の取り扱いができること。
 - ・紙幣 3金種(一万円、五千円、一千円)
 - ・硬貨 全金種(五百円、百円、五十円、十円、五円、一円)
 - 1-1-11 出金方法は、紙幣 30 枚以上、硬貨 100 枚以上(混合一括出金)ができること。
 - 1-1-12 本体に、紙幣合計 1500 枚以上収納できること。また計数スピードは毎秒 5 枚以上であること。
 - 1-1-13 本体に、硬貨合計 2500 枚以上収納できること。
 - 1-1-14 つり銭準備金は金種混合で装填可能であること。
 - 1-1-15 つり銭切れの事前警告機能を有すこと。
 - 1-1-16 硬貨釣銭装填時はカセット金庫(専用鍵付き)から自動計数装填ができること。
 - 1-1-17 現金回収時は、紙幣・硬貨ともに枚数を計数しながらカセット金庫(専用鍵付) へ回収されること。
 - 1-1-18 後扉から現金補充、回収、エラー回復が可能であること。
 - 1-1-19 釣銭準備金装填操作を行った際、診療費支払機本体で「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の金種別情報の確認ができ、ミスを予防する機能を有すること。
 - 1-1-20 現金回収操作(全回収、一部回収等)を行った際、診療費支払機本体で「回収前在高」「回収した金額」「回収後在高」の金種別情報の確認ができること。
 - 1-1-21 タッチパネルによる精算が可能であること。
 - 1-1-22 診察券、クレジットカード(IC/磁気)、キャッシュカードの取扱口が同一である

こと。

- 1-1-23 接触 IC クレジットカード及びデビットカード払いの対応ができること。
- 1-1-24 EMV レベル 1 & 2 に準拠した IC カード対応カードリーダー、PCI PTS に準拠したピンパッドを搭載していること。
- 1-1-25 領収書・明細書とは別の 80mm サーマル用紙(レシート)にカード利用明細書、 口座引落確認書の発行が行えること。
- 1-1-26 本院のセキュルティポリシーに基づき、カード決済のための外部ネットワークと院内ネットワークを切り離して構築できること。
- 1-1-27 セキュリティを確保するために、カード決済はインターネットを経由しないフレッツ光回線を使用した IP-VPN 閉域網サービスを利用できること。
- 1-1-28 領収書及び明細書は内臓のレーザープリンタで出力することとし、用紙サイズは A4、A5、B5 のいずれかとする。但し、用紙サイズについて別途提案がある場合 はこれに限らない。
- 1-1-29 用紙は領収書×500 枚、診療明細書×500 枚の計 1000 枚以上収納できること。
- 1-1-30 領収書及び明細書は20枚以上の連続発行が可能であること。
- 1-1-31 現金及び領収書等の取り忘れ防止対策が講じられていること。
- 1-1-32 定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。
- 1-1-33 パーテーション等盗み見防止策が講じられていること。
- 1-1-34 エラーが発生した際は、係員操作専用モニタに、エラー解除箇所を番号などで特定が可能、且つエラー解除方法をアニメーション表示することで簡単にエラー解除操作ができること。
- 1-1-35 カード(診察券、IC クレジット・キャッシュカード)を取り忘れた際の対応として、任意の設定時間経過後に専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込む機能を有し、休止することなく次の取引が行えること。
- 1-1-36 カード(診察券、IC クレジット・キャッシュカード)を専用の鍵付き取忘れ回収 ボックスへ取込んだ際は、監視モニタ及び機器本体の係員メニューで取り込みカ ードの有無及び枚数が確認できること。
- 1-1-37 紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除で取り除いた現金について、「病院側の機内のお金か」「(患者側に返却する)機外のお金か」、画面に表示されるメッセージの 色などで明確に区分できる詳細な案内が可能であること。
- 1-1-38 エラー解除操作において、紙幣・硬貨の未返却の金種明細情報を表示する機能を有していて、患者側に返却する金種明細の確認が可能なこと。
- 1-1-39 操作履歴の取引内容は、診察券挿入、バーコード読取、入金金種、出金金種、取消操作、硬貨つり銭取り忘れ、カード取り忘れ回収、取引エラーコード等を、患者様に画面の内容を見せながら説明することができること。
- 1-1-40 職員が現金操作等をする際は操作履歴を残せること。また、ID/パスワードにより 担当する職員以外が操作できないこと。
- 1-1-41 キャッシュレス決済が可能であること。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、2 年以内に技術的要件を満たすことが可能な旨の根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 1-1-42 診察券の一次元バーコードの読み取りが可能であること。

2 監視モニタに関する要件

- 1-2-1 自動精算機を一元管理できる監視モニタ(ノート PC)を1台用意すること。
- 1-2-2 監視モニタに本学の提供するウイルス対策ソフトを導入すること。
- 1-2-3 つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を監視する機能を備えていること。
- 1-2-4 監視 PC (制御コントローラ端末等含む) が停止しても自動精算機の現金・クレジット・デビット取引に影響がなく取り扱えること。
- 1-2-5 制御管理端末等の通信制御装置が不要なシステムであり、一斉ダウンしない障害 に強い仕組みであること。
- 1-2-6 自動精算機号機毎に入金情報及び現金の入出金情報が管理できること。
- 1-2-7 患者様の取引履歴を検索できること。また、取引データは90日以上保持し、その間のデータはいつでも検索可能なこと。
- 1-2-8 監視モニタから自動精算機にリモート操作で以下の遠隔操作、監視ができること。
 - ・全額回収もしくは売上金回収のカセット金庫への回収指示
 - ・現金専用対応/現金・カード併用対応/カード専用対応への切替指示及び取扱指示
 - ・電源 OFF、機器本体の状態(取り扱い/休止)の指示
 - ・データ検索機能およびエラー発生時のエラー詳細の表示機能
- 1-2-9 現金回収完了を当該監視モニタでリアルタイムに把握できること。
- 1-2-10 日計表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること。
 - ・日計表
 - ・カード日計表(クレジット/デビット)およびカード取り消し日計表
 - · 在高一覧表
 - ・印刷枚数日計表
- 1-2-11 取引検索帳票、取引明細表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること
 - ・取引詳細(精算日時検索/患者番号検索/領収書番号検索/カード支払伝票番号検索/カード利用者検索)
 - ・ジャーナルログ検索印刷
 - ・カード会社利用者明細表
 - · 領収書番号順取引明細表(精算日時順/患者番号順)
 - · 金銭管理操作履歴

3 共通に関する要件

- 1-3-1 本学の医事会計システム(ナイス社 ML-A)と自動精算機を TCP/IP 方式で LAN 接続し、ソケット通信で送受信が行えること。
- 1-3-2 医事システムとの接続は本仕様に含むこと。医事システム側が提示する現行自動 精算機の接続仕様を予定している。導入にあたり病院業務に支障の出ないように 十分な協議およびテスト、稼働時の立会いを行うこと。
- 1-3-3 医事会計システムから送信されるフラグの内容により本院の運用で自動精算機での収納を制限できること。
- 1-3-4 自動精算機に請求額が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済みとなること。

2 機能・構成以外の要件

1 設置条件等

- 2-1-1 機器の設置場所については、本学の指示に従うこと。
- 2-1-2 本装置に必要な一次側設備については、本学が用意する。それ以外に必要な部材 等があれば、落札者によって用意すること。
- 2-1-3 本装置におけるネットワーク環境設定・ケーブル配線作業は本調達に含まれるものとし、また本院医事システム連携するため同システムのベンダと連携して接続することとする。なお、接続に係る費用は本調達に含むものとする。

2 アフターメンテナンス等に関する要件

- 2-2-1 本装置の円滑な運用を実現する為、点検調整及び技術サポートを行える体制を有すこと。
- 2-2-2 通報に対して即時電話対応が可能で、必要に応じて速やかに技術者が、本学に到着し対応できる体制を有すこと。
- 2-2-3 本システムの定期点検、保守及び故障時の対応については別途協議して定める。
- 2-2-4 納入後のアフターメンテナンスについては、十分なる保守体制をもって万全を期す こと。
- 2-2-5 土日、祝祭日、年末年始のサポート体制を確立していること。
- 2-2-6 保守対応時間内に電話連絡をした場合は、病院側の特別な理由を除き、当日中に自動精算機製造メーカーの保守員を訪問対応させること。なお内蔵のレーザープリンター故障時も同様とする。
- 2-2-7 保守に定期交換部品(メンテナンスキット)等の交換を含むこと。部品交換だけで原状回復できない場合は、プリンタ本体を交換すること。
- 2-2-8 納入後、1年間の保守は無償とすること。
- 2-2-9 上記の無償補修期間を含め、5年間の保守(定期点検年2回以上)を行うこと。

3 現有機器の取扱に関する要件

2-3-1 現有機器の撤去については、本学の指示に従い行うこと。また、撤去費は本調達に 含むものとする。

4 その他の要件

- 2-4-1 日本語版の説明書(本体及び障害発生時のマニュアル)、操作手順を図で示した簡易マニュアルを提出すること。なお、部数については本学の指示に従うこと。
- 2-4-2 本学が必要と認める場合は、機器の操作法等の周知を目的とした説明会を開催すること。なお、開催時期等については本学の指示に従うこと。
- 2-4-3 本仕様内容の他に、供給者として当然行うべきことについては誠実にこれを行い、 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに本学担当者 へ協議のうえ、その指示に従うこと。
- 2-4-4 落札から納入までの間に、バージョンアップ等による新型後継機種の納入が必要と なった場合は、本仕様書の要求要件を満たしていることを前提に、本学担当者と協 議のうえ、後継機種の納入を行うこと。